



女川原子力発電所の状況について

平成26年11月6日

東北電力株式会社



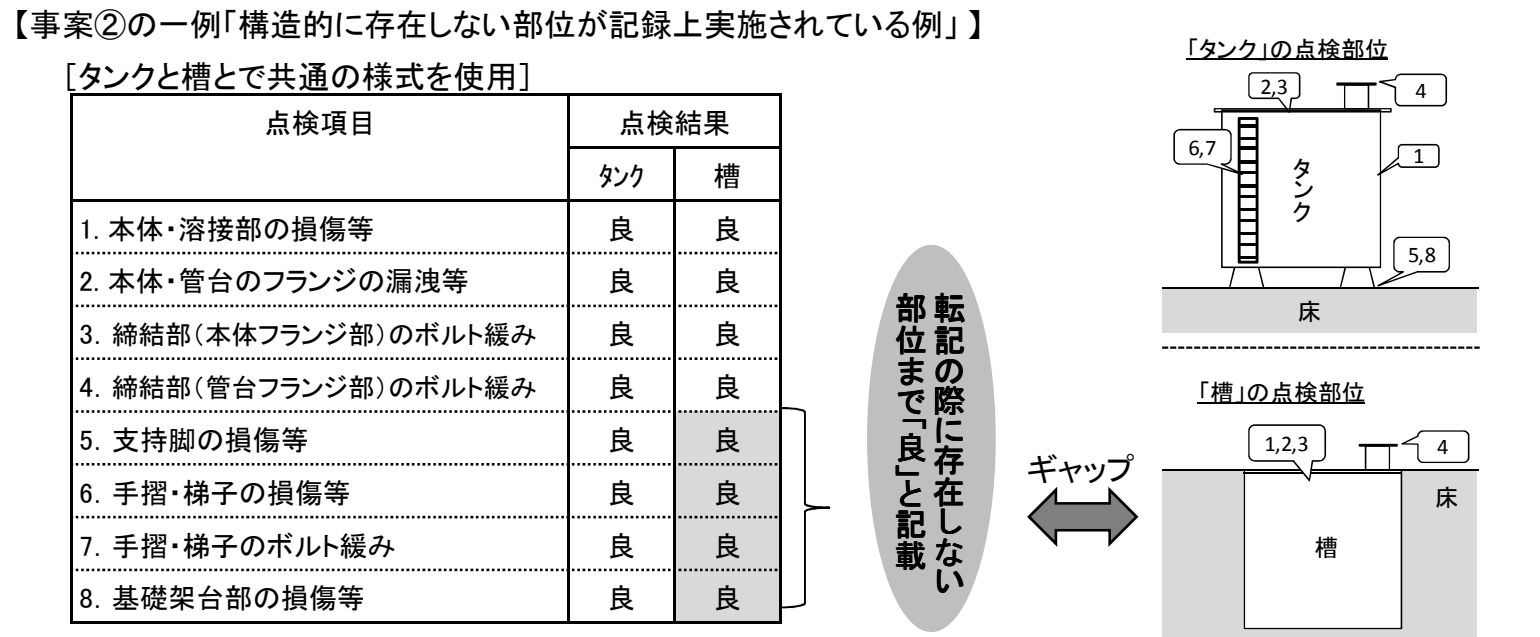
報告内容

1. 女川原子力発電所 2号機
地震後の設備健全性確認における記録管理の
不備について

女川原子力発電所2号機 地震後の設備健全性確認における記録管理の不備について (1/2)

1. 事象概要

- 平成26年度第2回保安検査において、地震後の設備健全性確認における点検記録の管理に不適切な点があるとの指摘 (11機器, 15件)
 - 事案①：記録の訂正が事業者の社内マニュアルに従って行われていないもの (10件)
 - <例> 機器名称の訂正 など
 - 事案②：記録に抜けや誤りがあるもの (4件)
 - <例> 構造的に存在しない部位が記録上実施されている など
 - 事案③：点検結果が「否」にも係らず、不適合処理を行わずに次の点検工程に進めたもの (1件)
- 計画に基づく点検は実施されていることから、原子力安全に及ぼした影響の程度は小さいとして、**保安規定違反「監視」と判定**





女川原子力発電所2号機 地震後の設備健全性確認における 記録管理の不備について (2/2)

2. 当社の対応

- 点検が確実に行われていることを確認するうえで記録は重要なものであり、今回の保安検査での指摘を真摯に受け止めている。
- 現在、専門の調査対応チームを立ち上げ、地震後の設備健全性確認記録の再確認、原因分析および再発防止対策の検討を進めているところ。
- 再発防止対策に着実に取り組み、今後の記録管理に、より一層万全を期していく。

《参考》

保安検査とは

- 原子力規制委員会（現地原子力規制事務所）が、事業者の原子炉施設保安規定の遵守状況を確認する検査。

保安規定違反「監視」とは

- 保安規定違反は、重要度に応じて「違反1」、「違反2」、「違反3」および「監視」の4つに区分。
- このうち「監視」は、原子力安全に影響を及ぼさないが、保安規定の不履行があった場合に該当し、今後の保安検査の中で継続的に改善状況の確認が行なわれる。